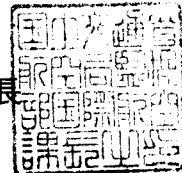


国空国第1420号
平成20年9月17日

エア・カナダ アジア・太平洋地区支社長 殿

国土交通省航空局監理部国際航空課長



燃油特別付加運賃の誤徴収について

今般、平成18年4月1日から本年5月9日までの間及び本年6月3日に、貴社が国際的な航空運賃登録システム(ATPCO)において不適切な登録を行っていたことにより、一部の航空会社及び発券代理店において燃油サーチャージの誤徴収が行われたことが判明したところである。

ATPCOにおいて自社運航区間の運賃を正確に登録するのは各航空会社の責任であるが、貴社は、日本＝カナダ路線において貴社と他の航空会社が行う連帯運送について他の航空会社又は発券代理店が航空券を発券した場合に、貴社の運航区間にについて燃油サーチャージが二重に計上されるような登録を行っており、その後、他の航空会社から累次にわたって本件に係る照会を受けていたにも関わらず、2年以上もの長期間にわたり、不適切な登録を修正せず放置していたところである。このため、日本＝カナダ路線において、旅客から多額の燃油サーチャージが誤徴収される結果を招き、公共の利益に反する事態を生じさせたことは遺憾である。

今後、ATPCOにおいて、同様の不適切な運賃の登録を行うことがないよう、再発の防止に万全を期されたい。